

# 告 示

## 埼玉県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人埼玉県生態系保護協会  
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目百三番地一YKビル内
- 二 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで